

今後の電力システムにおける 電力広域機関の役割の方向性について

2021年11月2日
資源エネルギー庁

本日の御議論

- 再エネの大量導入に対応した次世代電力ネットワークの構築に向けた取組が進む中、電力広域的運営推進機関に求められる役割と機能が変化していることを踏まえ、昨年11月、本ワーキンググループにおいて、電力広域機関の役割・機能を効率的・効果的に果たすために必要となる取組の方向性を取りまとめていただいた。
- その後、内外のエネルギーを取り巻く状況は大きく変化。 世界的に脱炭素化に向けた動きが加速する一方、足元では燃料価格の高騰により欧州では電力価格が高騰し、中国やインドでは停電が増加している。
- また、国内では、今冬の厳しい電力需給見通しを踏まえた対策の取りまとめが行われる一方、中長期的な観点から、脱炭素社会の実現に向けた電力システムの主な課題について議論が行われており、電力の安定供給確保に電力広域機関が果たす機能や役割の在り方も検討の俎上に上がっている。
- 本日は、直近の内外のエネルギーを取り巻く状況変化と、昨年の取りまとめ以降の電力広域機関の主な活動等を御報告した上で、今後の電力システムにおいて電力広域機関が果たす役割について、幅広い観点から御議論いただく。

【参考】総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ 取りまとめ概要

目的

- 2020年6月に成立したエネルギー供給強靭化法に伴い、電力広域機関の役割がますます重要となる中、これまでの活動について、中立性や公平性の観点を含め第三者による検証を行い、取りまとめを行った上で、その結果を踏まえて、同機関が求められる機能を果たせるよう、必要な取組を進めていくことを目的とする。

取りまとめ

- 電力広域機関は、全国大での需給調整機能の強化という目的の達成に向け着実に活動を行ってきた。今後、法改正に伴う新たな業務への対応や再エネ主力電源化に向けた更なる需給調整機能の強化等の観点から、以下の機能強化を図る必要がある。

機能の強化の方向性

**各一般送配電事業者を離れた独立的な立場から、専門的な知見や経験を生かし、
全国大での効率的かつ効果的な電力ネットワークの整備・運用等を行う機能を強化**

取組内容

ガバナンスの強化

- 多額の資金管理業務等の追加に伴う、監査法人による会計監査の導入
- 監事・監査室による監査機能の強化
- 業務遂行体制の強化（業務の追加に合わせた役職員の増員）
- 一定の新陳代謝と業務継続性の確保を両立した役員の再任回数の上限の見直し
- 事業の中期計画の策定、フォローアップ

中立性・公平性の向上

- プロパー職員の採用強化等による大手電力（旧一般電気事業者及び電源開発）出向者比率の計画的な引き下げ
- プロパー職員等のスキル向上のための研修の充実
- 会員との双方向のコミュニケーション（アンケート調査の実施による会員意見を踏まえた業務運営への反映）

情報収集・発信機能の強化

- 2050年カーボンニュートラルを見据えた、海外組織との連携強化等による海外情報の収集機能の強化
- 事業の中期計画等の情報発信の強化
- 会員の新たなビジネスの創出に向けた取組検討

- 上記方向性を踏まえ、電力広域機関は、具体的な行動計画（アクションプラン）を策定するとともに、定期的にフォローアップを実施。3

【参考】電力広域機関のこれまでの主な取組と成果

第2回広域検証WG
(2020/10/27) 資料5



- 1. 内外のエネルギーを取り巻く状況変化**
- 2. 最近の電力広域機関の主な活動**
- 3. 電力広域機関の今後の役割**

新たなエネルギー基本計画の策定

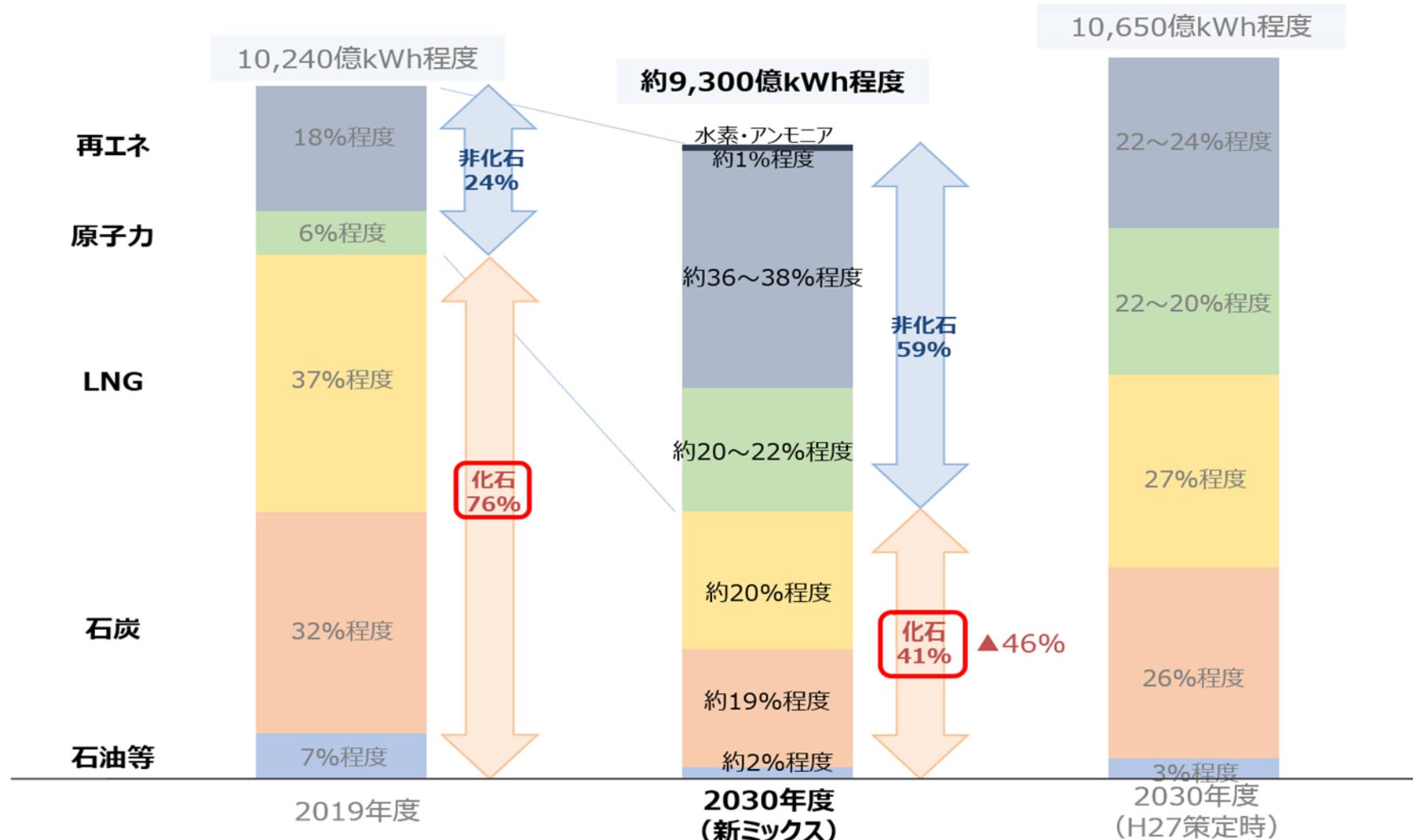
- 10月22日、カーボンニュートラルを見据えた第6次エネルギー基本計画が閣議決定。
- 新たなエネルギー基本計画では、2050年カーボンニュートラル（2020年10月表明）、2030年度の46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標（2021年4月表明）の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すことが重要テーマ。
 - 世界的な脱炭素に向けた動きの中で、国際的なルール形成を主導することや、これまで培ってきた脱炭素技術、新たな脱炭素に資するイノベーションにより国際的な競争力を高めることが重要。
- 2050年カーボンニュートラルを目指す上でも、安全の確保を大前提に、安定的で安価なエネルギーの供給確保は重要。この前提に立ち、2050年カーボンニュートラルを実現するために、再エネについては、主力電源として最優先の原則のもとで最大限の導入に取り組み、水素・CCUSについては、社会実装を進めるとともに、原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。
- こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。

2030年に向けた政策対応のポイント 【電力システム改革】

- 脱炭素化の中での安定供給の実現に向けた電力システムの構築。
 - 供給力の低下に伴う安定供給へのリスクが顕在化している中、脱炭素と安定供給を両立するため、容量市場の着実な運用、新規投資について長期的な収入の予見可能性を付与する方法の検討に取り組む。
 - 安定供給確保のための責任・役割の在り方について、改めて検討する。
 - 再エネ導入拡大に向けて電力システムの柔軟性を高め、調整力の脱炭素化を進めるため、蓄電池、水電解装置などのコスト低減などを通じた実用化、系統用蓄電池の電気事業法への位置付けの明確化や市場の整備などに取り組む。
 - 非化石価値取引市場について、トラッキング付き非化石証書の増加や需要家による購入可能化などに取り組む。
 - 災害時の安定供給確保に向け、地域間連系線の増強・災害時連携計画に基づく倒木対策の強化、サイバー攻撃に備え、従来の大手電力に加え新規参入事業者のサイバーセキュリティ対策の確保等に取り組む。

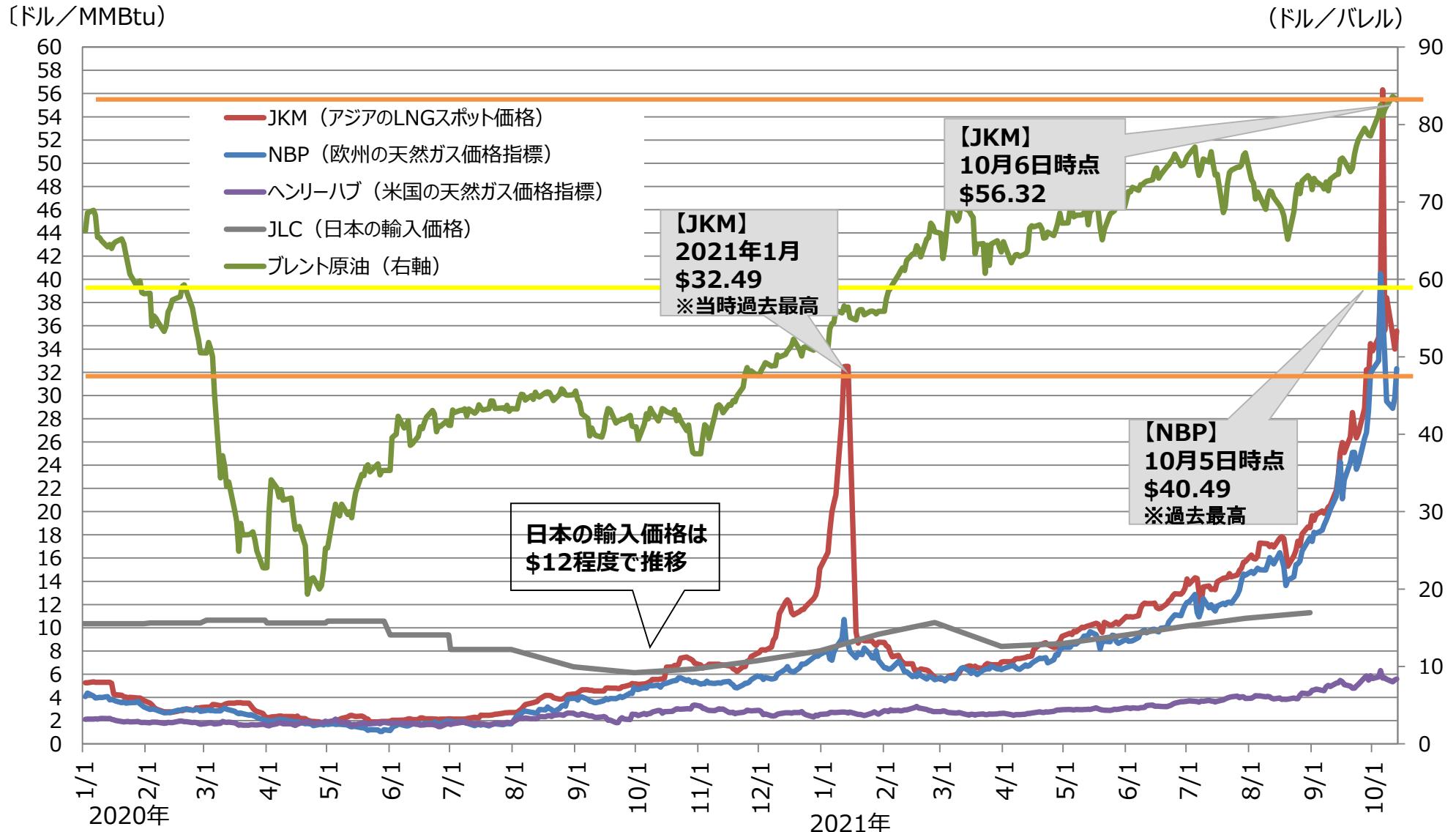
【参考】新たなエネルギー믹스（電源構成）

- 第6次エネルギー基本計画では、再エネ比率が約2倍（18%→36～38%）に増加する一方、火力比率が半減（76%→41%）。



直近のLNG価格の推移

- LNGのコモディティー化の進展により、2018年以降、世界のガス・LNG価格は相関を強めており、足元では、米欧アジア各地域でLNG価格が高騰している。



2021年の主要国における大規模停電・需給ひつ迫事案

第40回電力・ガス基本政策小委員会
資料3-2 (2021年10月26日)

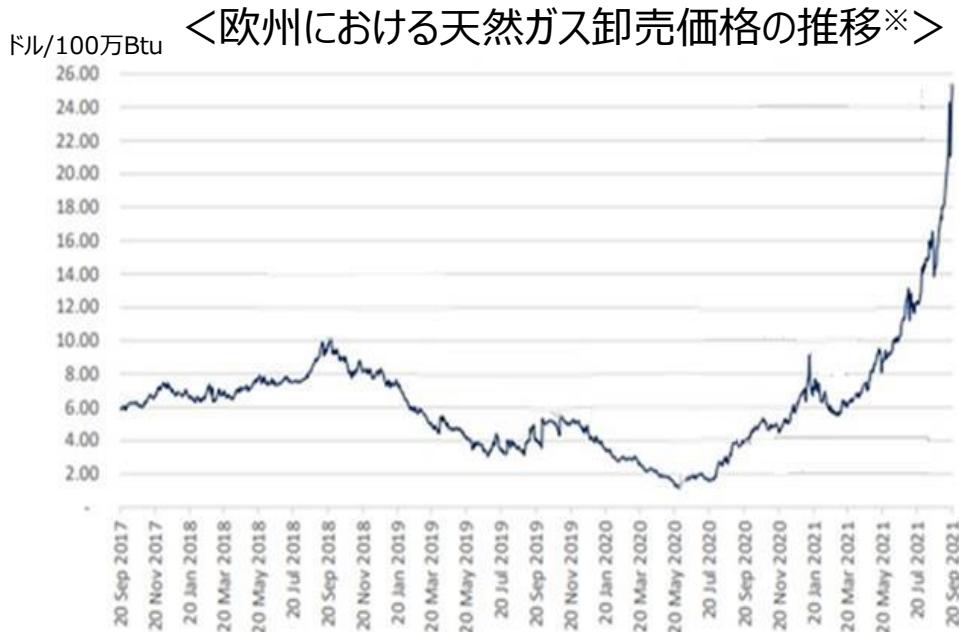
- 今年に入り世界各地における異常気象と新型コロナからの経済回復によりエネルギー需
要が増加。
- 供給力不足を背景に燃料価格が上昇し、各地で電力需給ひつ迫や大規模な停電が
発生している。

1月	日本	寒波により需給ひつ迫
	中国	寒波により需給ひつ迫、一部地域で輪番停電を実施。
2月	アメリカ	テキサス州が寒波により需給ひつ迫。大規模な輪番停電を実施。
8月	トルコ	熱波による電力使用量の記録的な増加で停電が発生。
	ギリシャ	熱波により全国的に節電要請。
	アメリカ	ルイジアナ州でハリケーン「アイダ」により全域的に停電が発生。
	ブラジル	干ばつによる渇水で節電要請。
9月	欧州	ガス価格高騰に伴い電力危機。
	中国	石炭の供給不足等により電力不足。2/3の省で輪番停電を実施。
10月	北欧	夏の降水量が少なく貯水量が低減、電力不足が懸念される。
	インド	石炭不足のため電力危機、停電が頻発。

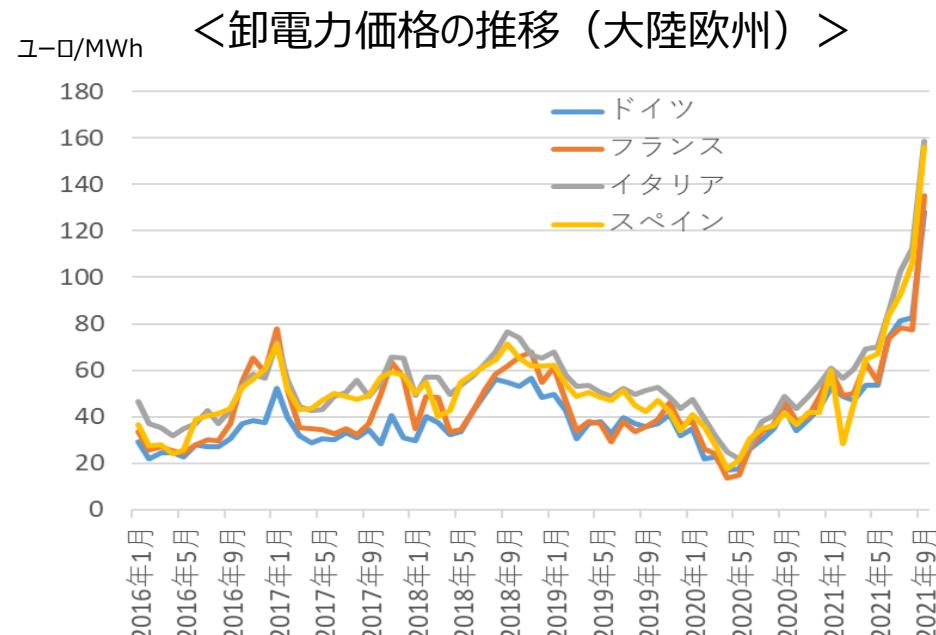
【参考】欧洲における卸電力価格の高騰

第40回電力・ガス基本政策小委員会
資料3-2 (2021年10月26日)

- 欧州の卸電力価格は、低水準で推移していた2020年から一転、大幅な高騰を記録。
- 背景には、天然ガス価格の高騰、経済活動再開に伴う需要の増大、欧州排出権取引（EU-ETS）の排出枠価格の上昇、天候不順による風力発電の低迷等があると考えられる。
- 世界的なガス価格高騰の背景には、景気回復によるアジア地域での需要増、気候変動対策・脱炭素化に伴う石炭から天然ガスへの需要シフトなどが指摘されている。
- EUでは単一電力市場の構築に向けて、卸電力市場の統合が進められた結果、多くの地域で同時に卸電力価格の高騰が発生している。



(出典) European Gas Hub, 2021年9月29日

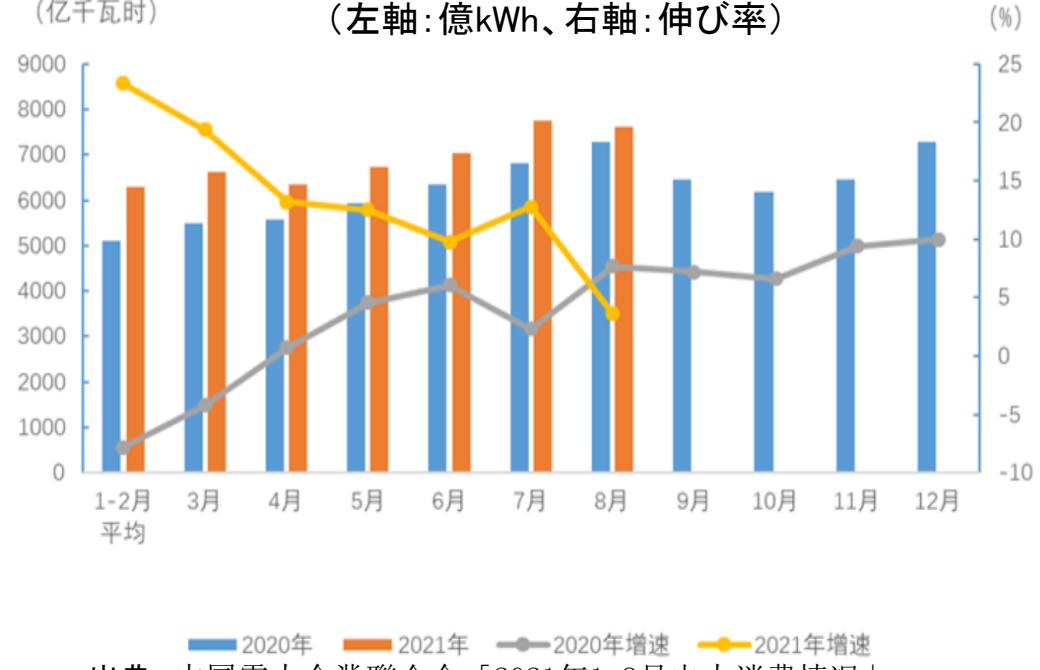


【参考】中国における電力不足

第40回電力・ガス基本政策小委員会
資料3-2 (2021年10月26日)

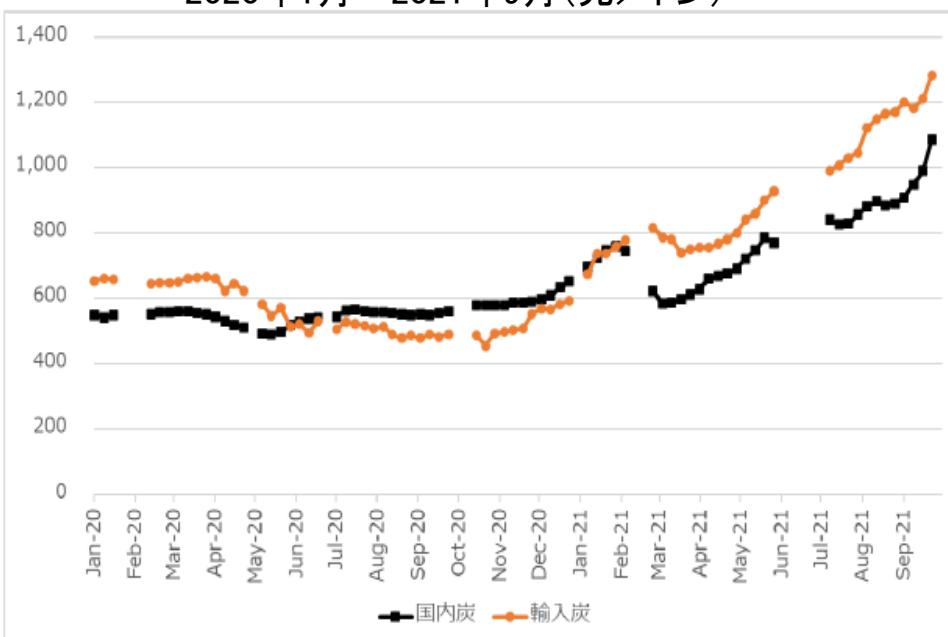
- 需要面において、2021年上半年の電力消費は高い伸び率を示し、上半期通算で前年同期比 + 16.2% を示す。 2021年の下半期の需要見通しも、前年同期比 + 6% 前後。
- 供給面において、政府による環境規制強化や発電用石炭価格が高水準で推移 (9月下旬時点において2020年の水準の2倍近い価格に) したこと、事業者の操業インセンティブが低下。また、炭鉱事故による安全検査の強化、水力や風力発電の稼働が計画を下回ったことが考えられる。石炭輸入は総量規制に加え、豪中関係悪化による豪州炭輸入停止により減少。

＜2020年／2021年の月ごとの全国の電力消費量と同月比の伸び率＞
(左軸: 億kWh、右軸: 伸び率)



出典 中国電力企業聯合会「2021年1-8月电力消费情况」

＜中国の発電用石炭取引価格の推移＞
2020年1月～2021年9月(元／トン)



出典 中国電力企業聯合会「CECI电煤指数」

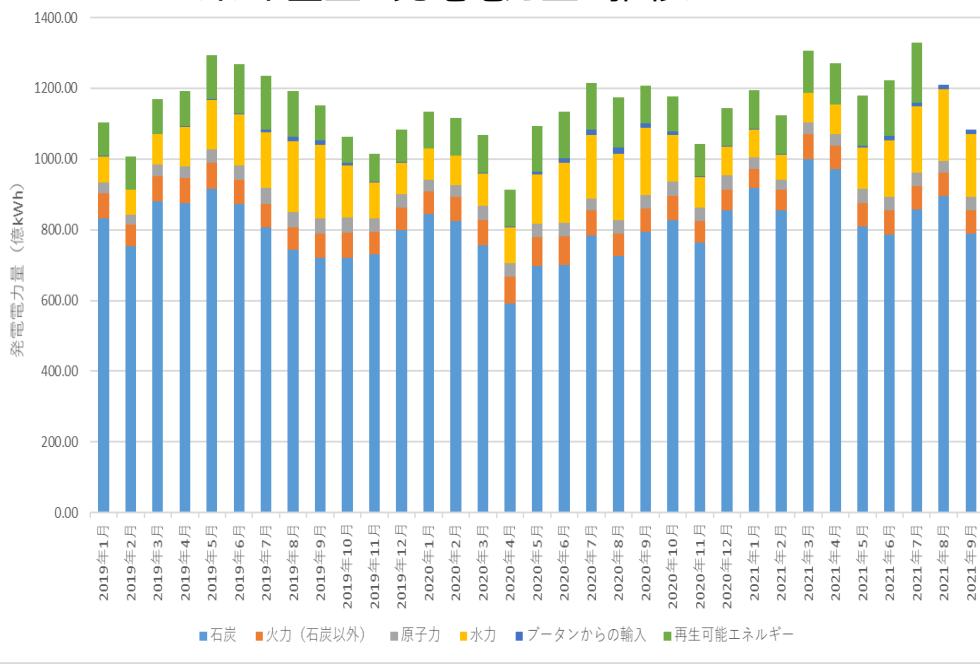
【参考】インドにおける貯炭量減少と電力不足

第40回電力・ガス基本政策小委員会
資料3-2 (2021年10月26日)

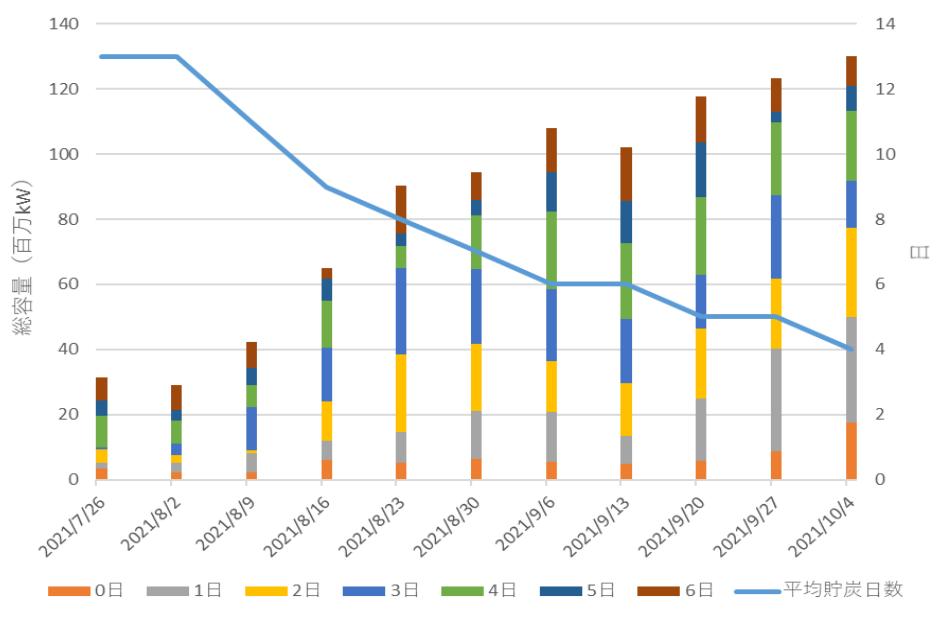
- 新型コロナからの経済回復や、政府電化プログラムによる世帯電化率の伸張による需要増に加え、石炭輸入炭価格の高騰やモンスーン季節の長雨による採炭・輸送の停滞による供給要因が重なり、2021年8月以来、発電用石炭の貯蓄量が低下。
- 報道によれば、インドの電力の約7割を供給している石炭火力発電所135カ所のうち半数以上で燃料在庫が3日を割り込んでおり、北部州では停電が相次ぎ、電力危機が深刻化している。※
- インド石炭公社は電力業界以外への供給を停止、鉄鋼など電力セクター以外の石炭使用事業者への影響も懸念される。

※2021年10月8日Reuters <<https://jp.reuters.com/article/india-power-coal-shortage-idJPKBN2H108N>>

＜インド全土の発電電力量の推移＞



＜平均貯炭日数と貯炭量の少ない発電所の総容量＞



※2021年8、9月の再エネ発電量は未発表のため未記載

出所：CEAのデータを元に作成 12

1. 内外のエネルギーを取り巻く状況変化
2. 最近の電力広域機関の主な活動
3. 電力広域機関の今後の役割

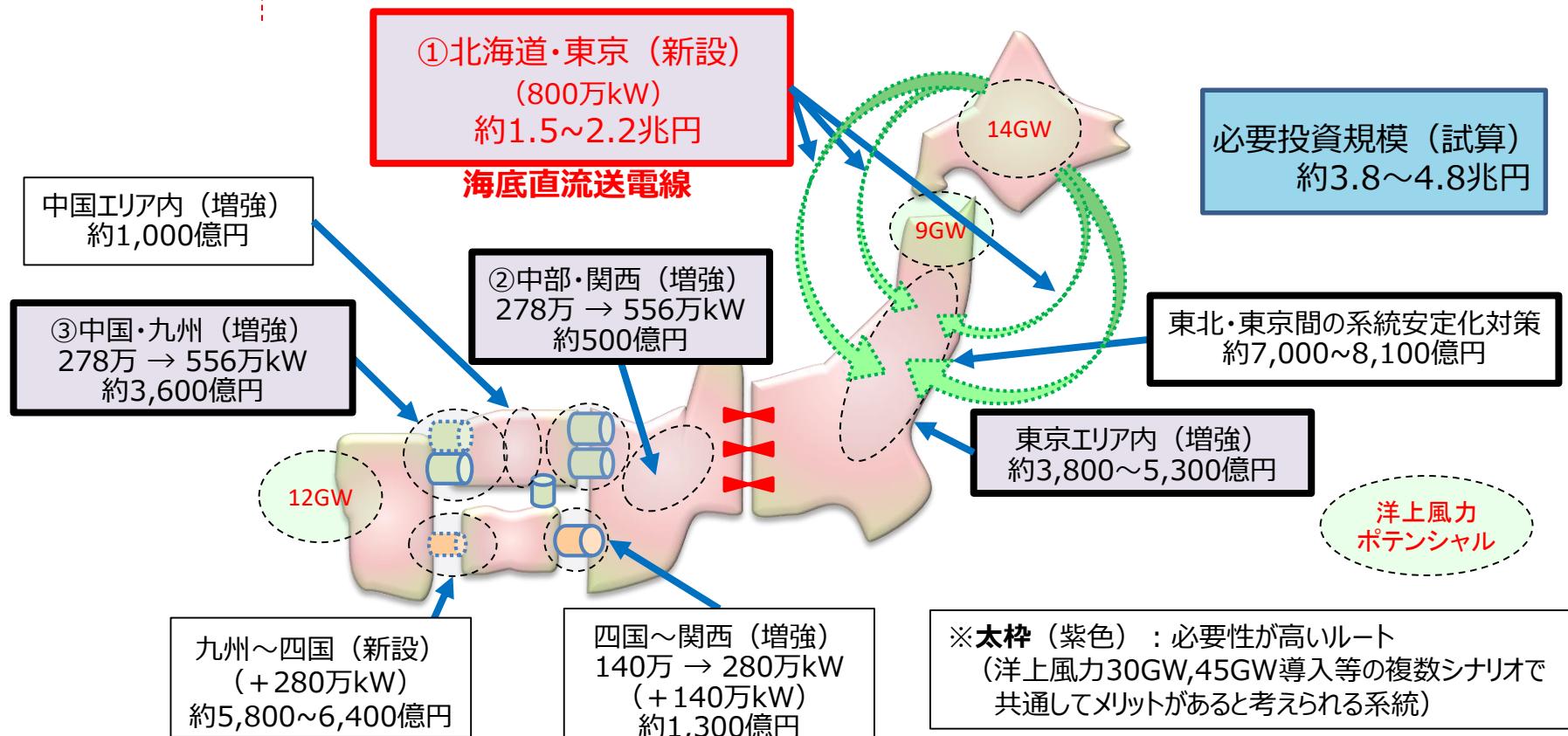
取りまとめ後の主な活動① 電力ネットワークの整備・活用

- 今後、全国の電力ネットワークを、再エネの大量導入等に対応しつつ、レジリエンスを抜本的に強化した次世代型ネットワークに転換していくことが重要。
- このため、2020年のエネルギー供給強靭化法において、全国大での電力ネットワークの整備を計画的に進めるため、電力広域機関においてマスターplanを策定することとする一方、送電網増強費用に賦課金等を活用できる仕組みを整備。
- これを受け、電力広域機関において、マスターplanの中間整理を本年5月に取りまとめ、2022年度の完成を目指し、現在、更なる検討を進めている。
- また、既存の電力ネットワークの更なる活用を進めるべく、電力ネットワークの利用において、先着優先からメリットオーダーへと転換することを基本方針として整理。
- その具体的な方法について、電力広域機関で検討を深め、実需給断面において、一般送配電事業者が個別の電源に対して指令を出すことで系統混雑を解消する「再給電方式」の詳細を検討中。

【参考】マスタープランに基づく電力ネットワークの整備

- 今後、全国の電力ネットワークを、再エネの大量導入等に対応しつつ、レジリエンスを抜本的に強化した次世代型ネットワークに転換していくことが重要。
- 全国大での広域連系系統の形成を計画的に進めるため、マスタープランの中間整理を本年5月にとりまとめた。今後、2022年度中を目途に完成を目指す。
- 北海道と東京を結ぶ海底直流送電等の必要性が高いルートは、順次、具体化を検討。

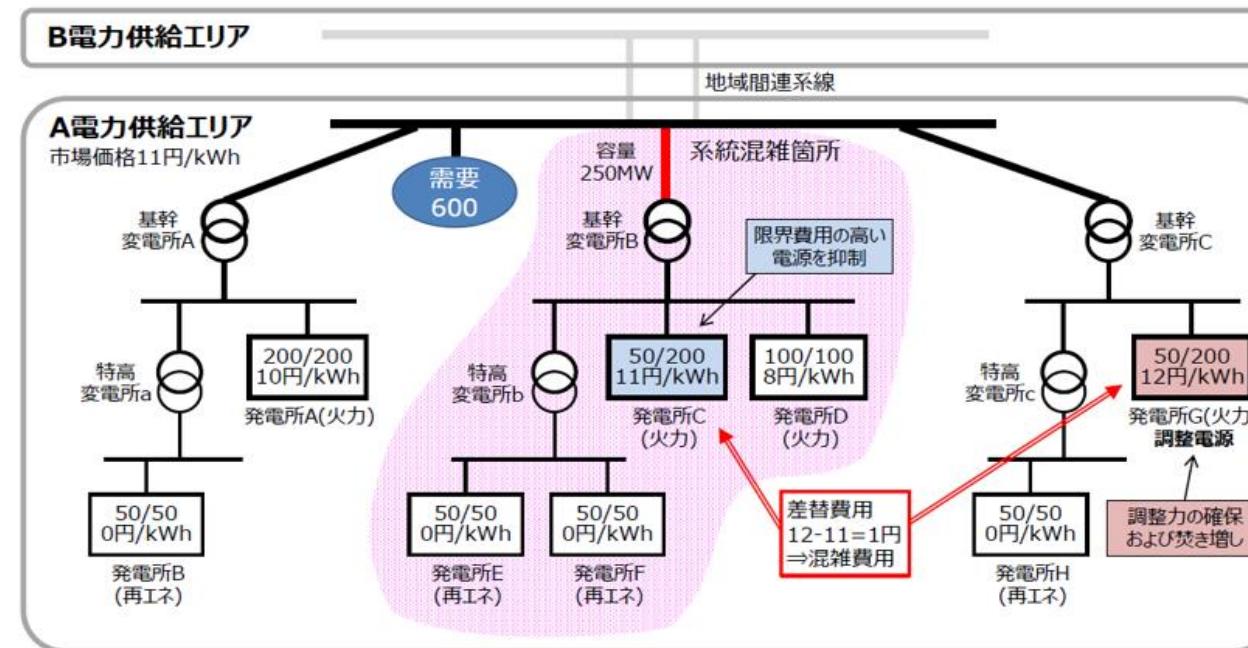
マスタープランの中間整理（電源偏在シナリオ 4.5 GWの例）



【参考】再給電方式の検討

- 従来の系統混雑を前提としていない設備形成や制度から、地内系統においても平常時の系統混雑を許容した制度への早期の転換方策として、先着優先からメリットオーダーへと転換することを基本方針として整理した。
- 具体的な方法として、ゲートクローズ（一般送配電事業者への発電及び需要計画の提出締切）後の実需給断面において、一般送配電事業者が混雑系統及び非混雑系統の電源に対して、同量の下げ指令及び上げ指令を出すことで系統混雑を解消する「再給電方式」を早期に実現可能な選択肢として詳細検討を実施。

＜再給電方式のイメージ図＞



(出所) 第3回広域連系系統のマスタープラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会 資料2

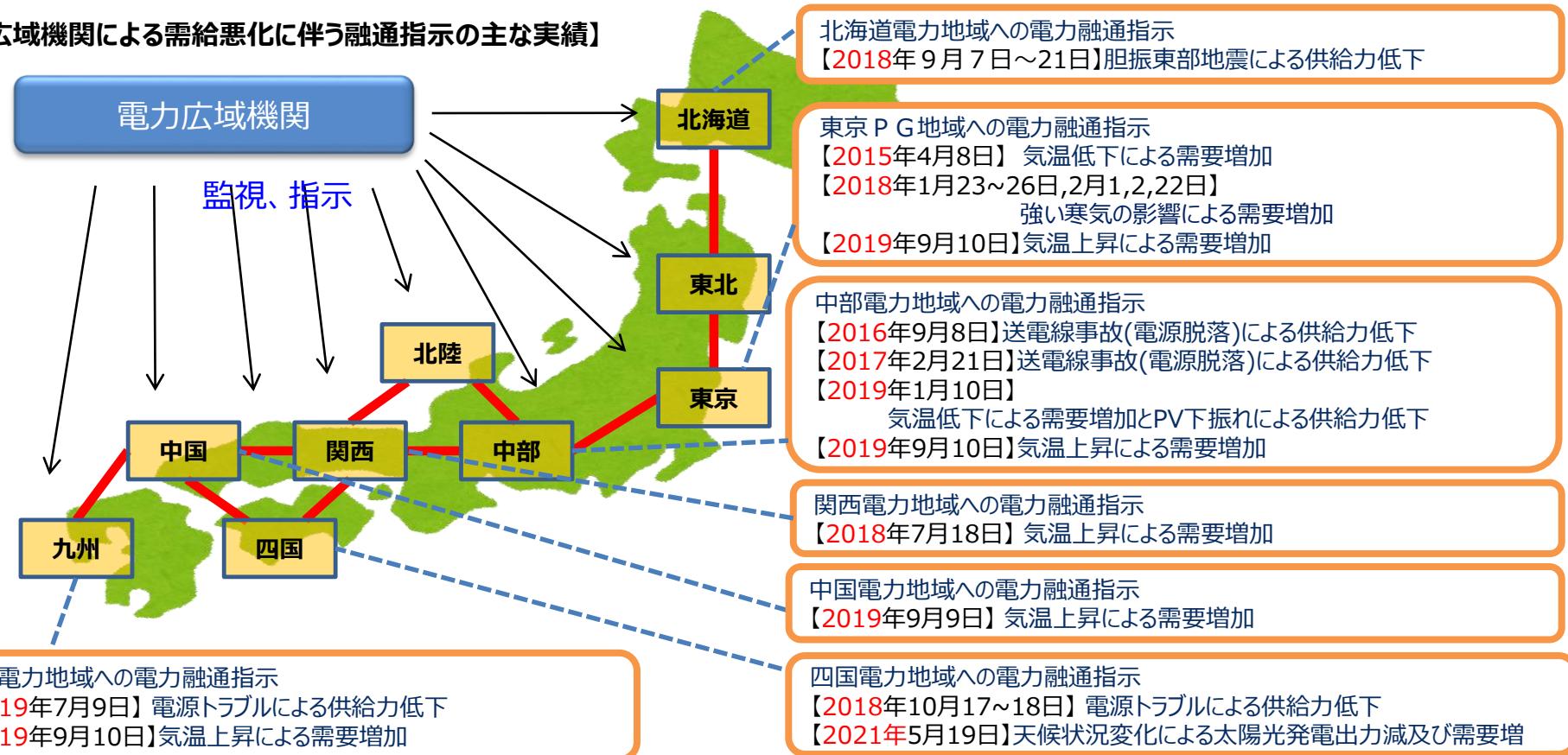
取りまとめ後の主な活動② 安定供給の確保

- 特定の供給エリアで需給が悪化又は悪化するおそれが生じた場合、電力広域機関は、会員に対し電力の融通や電源の焚き増しを指示し、電力の安定供給を確保。
- 昨冬の全国的な電力需給ひっ迫に際しては、計200回を超える融通指示を行い、電力の安定供給を確保。融通指示回数は、これまで最多だった2018年度の25回を大幅に上回った。
- 今冬に向けては、発電機トラブルや需要動向の変化により生じる需給ひっ迫に備え、kW・kWhの両面で供給力の確保状況についてモニタリングを実施。その結果については、HPにおいて隨時公表予定。

【参考】需給ひつ迫時における需給調整

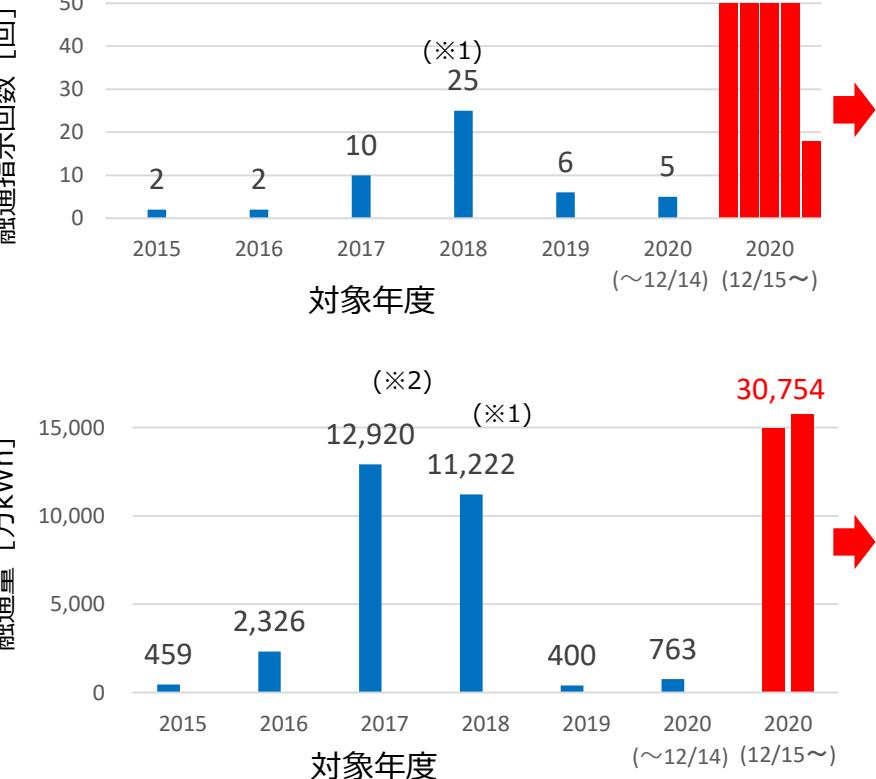
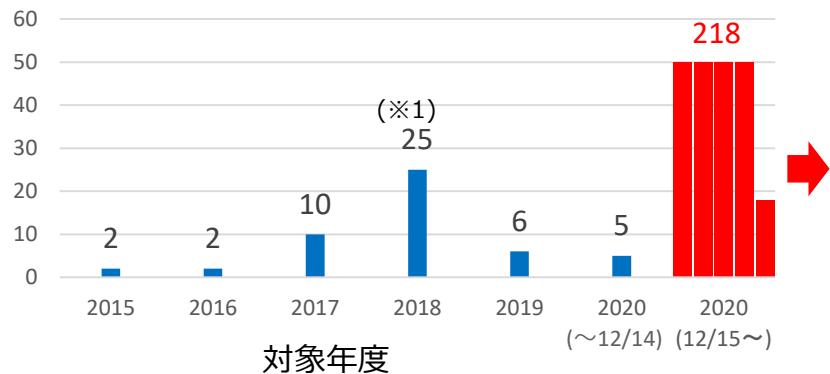
- 全国10の供給エリア単位で管理されている電力の需給状況や系統の運用状況を、広域機関システムを使用して各供給エリアの中央給電指令所とリアルタイムで連携を行うことにより24時間365日監視し、全国規模で一元的に把握。
- 特定の供給エリアで需給が悪化又は悪化するおそれが生じた場合は、会員に対し電力の融通や電源の焚き増しを指示し、電力の安定供給を確保。設立以来、計275回の融通指示（2021年8月末時点）を実施。

【電力広域機関による需給悪化に伴う融通指示の主な実績】



【参考】2020年度冬季の需給ひつ迫時的一般送配電事業者に対する融通指示

- 電力広域機関は、非常災害対応本部を立ち上げ、BGの不足インバランス増加に対して、調整力が不足するエリアに対して融通指示を行った。
- 融通指示回数は、計218回となり、過年度 1年間の延べ回数をはるかに超える実績となつた。

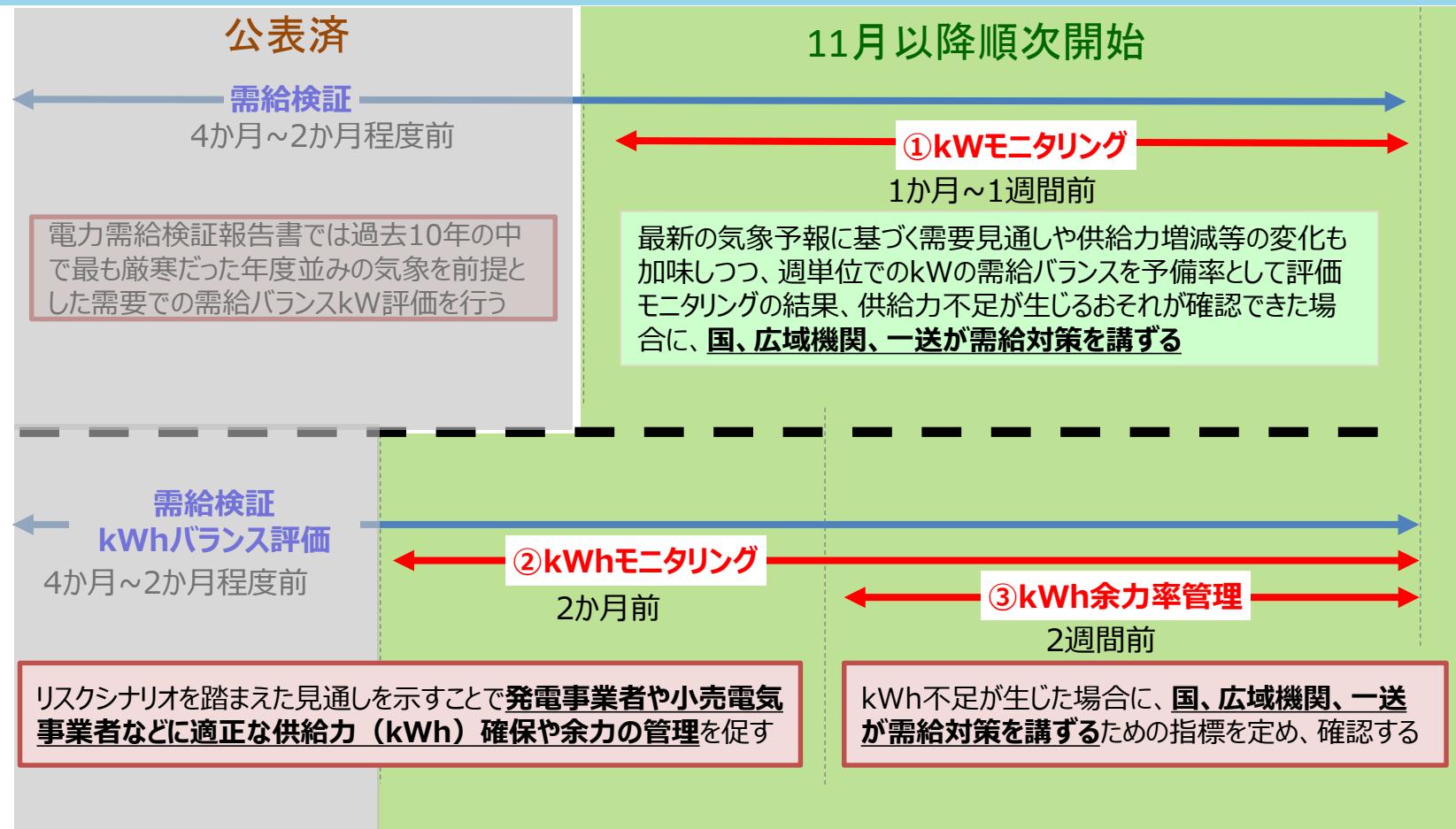


※1 2018年の融通指示のうち16回は北海道胆振東部地震関係

※2 2017年は1/23～2/22にかけて東京エリアで気温低下に伴う需要増あり

【参考】2021年度冬季に向けた広域機関の対応

- 今後の発電機トラブルや需要動向の変化により生じる需給ひっ迫に備え、広域機関ではkW・kWhの両面で供給力の確保状況についてモニタリングを実施。HPにおいてモニタリング結果を公表する予定。
- また、これら取組により、供給力・余力が減少し、需給ひっ迫が見込まれる場合には、国や一般送配電業者等と連携し、需給対策を講ずる。



1. 内外のエネルギーを取り巻く状況変化
2. 最近の電力広域機関の主な活動
3. 電力広域機関の今後の役割

今後の電力システムにおける電力広域機関の役割の検討

- 震災後の電力システム改革において、電力広域機関は、全国で供給力が不足した場合に電源入札を行うセーフティネットの位置付けを有していた。
- 他方、2024年度に容量市場が導入されることに伴い、電力広域機関は、新たに容量市場を通じて全国の大の供給力を確保する役割を担うこととなり、供給力確保における役割が増すことになる。
- こうした状況変化を踏まえ、現在、電力・ガス基本政策小委員会において、今後の電力システムにおける電力広域機関の役割等について検討が行われており、諸外国の例も参考にしつつ、脱炭素化の下での供給力確保の在り方が議論されている。

【参考】脱炭素化社会の実現に向けた電力システムの主な課題

- 現在、パブリックコメント中の第6次エネルギー基本計画案では、脱炭素化の中での安定供給の実現に向けた電力システムの構築に向けた取組として、以下の取組を進めていくことと整理されている。

1. 安定供給

- 供給力の低下に伴う安定供給へのリスクが顕在化する中で、供給力確保のための強化策及び枠組を検討（電源の過度な退出の防止に向けた対応策。容量市場の着実な運用、不断の見直し。電源の新規投資を促進するため、長期的な収入の予見性を付与する方法の検討。安定供給確保のための責任・役割の在り方について改めて検討。等）
- 自然災害が頻発・激甚化する中で、災害等に強い電力供給体制の構築（地域間連系線の増強や、無電柱化の推進。電力システムにおけるサイバーセキュリティ対策の一層の強化。等）

2. 脱炭素化の推進

- 脱炭素電源の調達ニーズの高まりにも対応できる事業・市場環境整備（非化石価値取引市場について、トラッキング付き非化石証書の増加や需要家による購入可能化などの見直し。等）
- 脱炭素化と安定供給に資する次世代型の電力ネットワークと分散型電力システムの構築（海底直流送電などの検討も含めた送電網整備に関するマスタープラン策定の取組を着実かつ迅速に進める。配電事業の参入促進やアグリゲーションビジネスの活性化に向けた市場環境整備など分散型電力システム構築の推進。等）

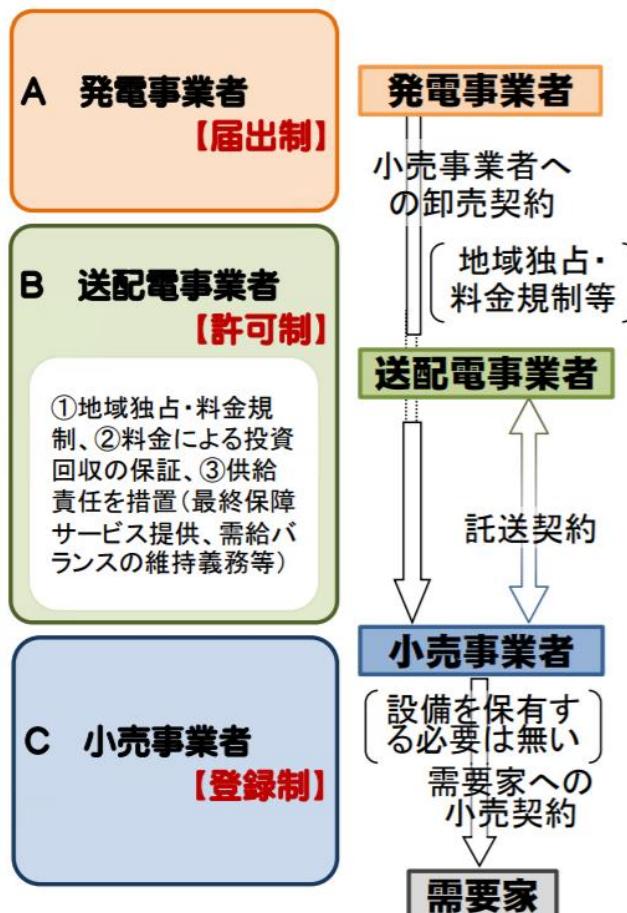
3. 更なる競争環境の整備

- 市場取引を主として供給力確保を図る小売専業の事業者と発電設備を自ら保有して供給力確保を行う事業者とが混在する中で、公正で持続可能な競争・市場環境を整備（大手電力会社の内外無差別な卸売の実効性を高め、社内・グループ内取引の透明性を確保するためのあらゆる課題について、総合的に検討。先物・先渡市場やベースロード市場の活性化やこれらの市場を通じた事業者のリスク管理の促進。等）

【参考】構造的対策：供給力の確保に関する各電気事業者の責任等の整理

- 現状、各電気事業者に求められる義務は以下のとおり。
- 電力システム改革の下で自由化が進む中、電力システム改革の目的（①安定供給の確保、②電気料金の最大限抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大）と照らし、改めて各電気事業者に係る責任等について考えることとしてはどうか。

第31回電力・ガス基本政策小委員会
(2021年3月10日) 資料5



◆発電事業者

- ① 経済産業大臣の供給命令に従う義務
- ② 一般送配電事業者との間で、電気の供給契約を結んでいる場合の供給義務
(需要家保護のため、私契約上の義務に委ねず、公法上の義務として位置付け)

◆一般送配電事業者

- ① 需給バランス維持を義務付け(電圧・周波数維持義務)
- ② 送配電網の建設・保守を義務付け
- ③ 小売電気事業者等への託送供給を義務付け
- ④ 最終保障サービス(需要家が誰からも電気の供給を受けられなくなることのないよう、セーフティネットとして最終的な電気の供給を実施)を義務付け
- ⑤ 離島のユニバーサルサービス(離島の需要家に対しても、他の地域と遜色ない料金水準で電気を供給(需要家全体の負担により費用を平準化))を義務付け

◆小売電気事業者

需要に応ずるために必要な供給力を確保することを義務付け(空売り規制)
※参入段階・計画段階・需給の運用段階、それぞれにおいて、国や広域的運営推進機関が確認を行い、実効性を担保。

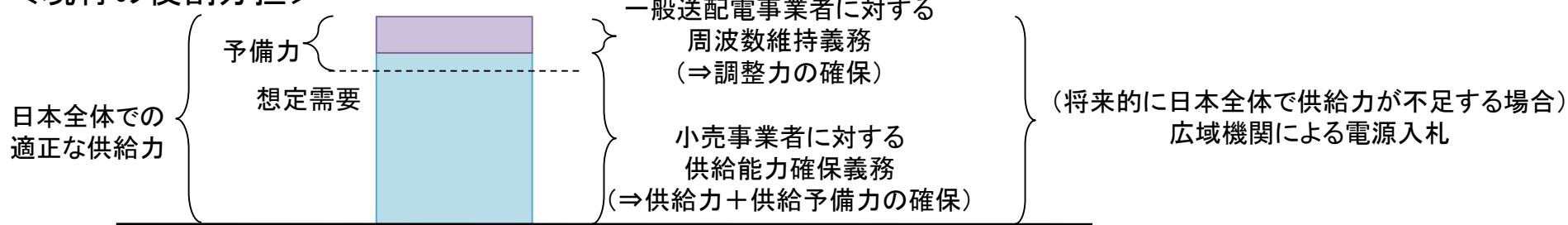
その他、供給計画の提出義務、広域的運営推進機関への加入義務等、全ての電気事業者にかかる義務もある。

【参考】広域機関が供給力確保に果たす役割

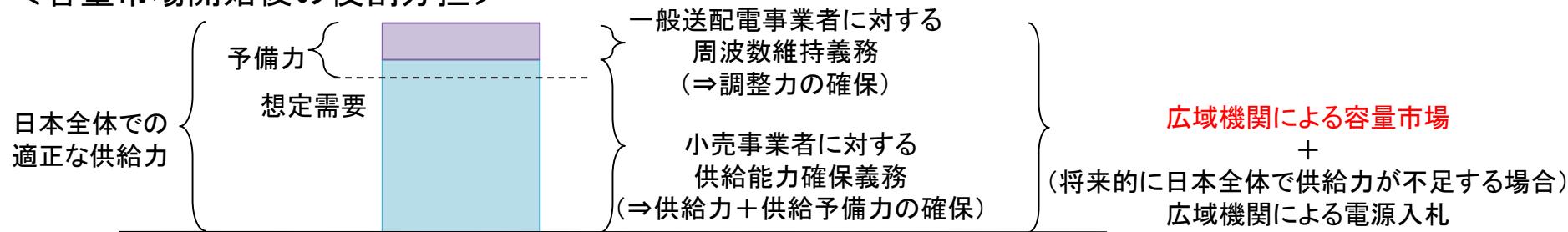
第40回電力・ガス基本政策小委員会
(2021/10/26) 資料5

- 広域機関の供給力確保における役割は、セーフティネットの位置づけから、容量市場を通じて一元的に必要な供給力を確保することになるため、その役割が増す。
- 広域機関が供給力確保に果たす役割の変化を踏まえ、電気事業法に規定する広域機関の目的、業務及び権限との関係などを整理した上で、その改正の要否を含め、具体的な検討を進めることとしてはどうか。

＜現行の役割分担＞



＜容量市場開始後の役割分担＞



電気事業法

(目的)

第二十八条の四 広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。

- 2016年4月の小売全面自由化後、小売全面自由化後の中長期的な供給力・調整力の確保をより効率的に行うため、容量メカニズム（容量市場）を導入することとされた。
- その運営は、広域機関の業務の一環として、広域機関が行うこととされた。

容量メカニズムを導入する意義

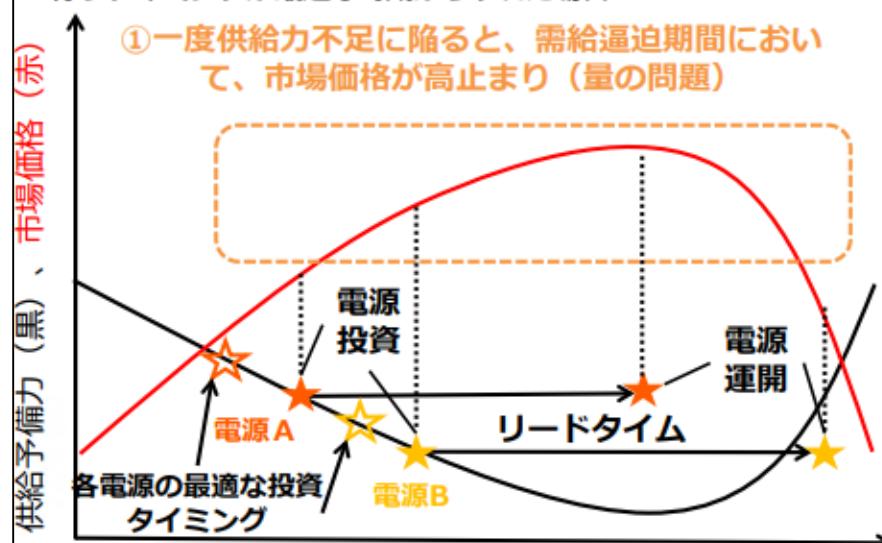
第3回電力システム改革貫徹のための政策小委員会
(2016年12月9日)資料3

- 小売全面自由化後、市場価格を指標として投資回収される仕組みに移行し、かつFIT制度等に伴う再エネの導入が拡大することが見込まれている。
- こうした中においても、電源投資に関して、一定の投資回収の予見性を確保するための仕組みである容量メカニズムを導入することによって、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力を確保することで、電気料金の安定化を図る必要があるのではないか。

【中長期的に供給力・調整力が確保できない場合に顕在化する問題】

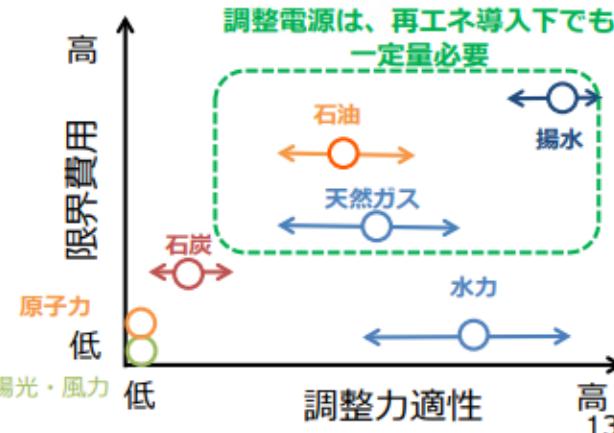
＜供給予備力及び市場価格の推移（イメージ）＞

※事業者が卸電力市場の中で十分な予見性を確保できず、電源投資を行なうタイミングが最適な時期からずれた場合



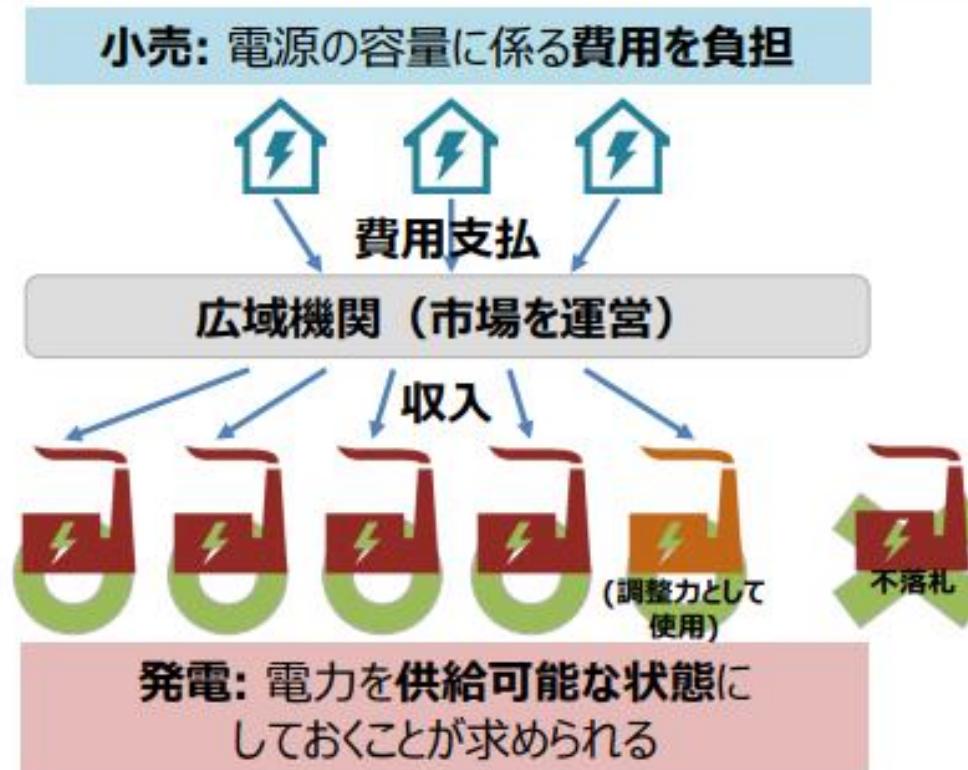
＜各電源の限界費用と調整力適性（イメージ）＞

②火力等の調整電源が確保できない場合には、再エネ比率拡大下で需給調整が困難に（質の問題）



【参考】容量市場について

- 容量市場は、中長期的な供給力の確保に必要な発電設備の維持費等について、小売事業者に公平な負担を求めることにより、適切な小売競争を促す制度。自由化の進展・再エネ導入の拡大にあわせ、欧米各国で導入。
- 日本では、2016年に小売全面自由化した後に、制度導入の検討を進め、2017年に導入を決定。昨年7月、第1回オークションを実施（2024年度分）。



【参考】調査対象機関のまとめ

第2回広域検証WG
(2020/10/27) 資料4

	電力広域的運営推進機関(日本)	ENTSO-E(欧州)	NERC(北米)	PJM(米国北東部)
設立経緯	<ul style="list-style-type: none"> 電力システム改革の一環として、全国大で需給調整や広域整備、更には事業者間調整を進める組織として設立 	<ul style="list-style-type: none"> EU電気事業改革の一環として、EU全域のTSOの協調・連携を強化 5つの系統運用者協調機関の統合により、2008年12月に設立 	<ul style="list-style-type: none"> 1965年の北米大停電を受け、北米(米国・カナダ)における自主的な系統信頼度維持に関する基準・規則の制定、評価等を目的として1968年6月に設立 2006年7月に電力信頼度機関(ERO)としてFERCより承認 	<ul style="list-style-type: none"> 1927年、米国北東部数州の電力事業者による相互接続以降、組織規模や業務範囲を拡大 2002年にはRTOとしてFERCより承認
法的根拠・位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業法に定める認可法人 ⇒組織活動に係る重要事項は全て経済産業大臣の認可事項 	<ul style="list-style-type: none"> 「EUクロスボーダー電力取引規則」第5条 法人格は、ベルギー国内法に準拠した国際非営利団体(AISBL) 	<ul style="list-style-type: none"> 2005エネルギー政策法に基づくERO(年間事業計画及び予算は、FERCの承認が必要) 法人格は非営利団体(IRC501(c)(6)) 	<ul style="list-style-type: none"> Order2000に基づくRTO 法人格は、有限責任会社(LLC)
主な目的・役割	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な運営による電気の安定供給確保 ⇒電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備 ⇒全国大で平常時・緊急時の需給調整機能を確保 	<ul style="list-style-type: none"> TSOの協調・連携を強化 ⇒Network Codes策定、TYNDP策定、系統アデカシー報告書作成、情報公開等 需給調整・運用業務等は実施しない 	<ul style="list-style-type: none"> 北米(米国、カナダ、メキシコ)の電力系統の信頼性向上のため、規則・基準等を策定 ⇒短期・長期の信頼性評価、系統の信頼性を脅かす可能性のある事象の継続的監視、系統障害等の詳細分析・調査 	<ul style="list-style-type: none"> RTOとして機能 ⇒各種市場の設計・運用、信頼性確保・系統アデカシー予測、情報公開、地域送電拡張計画(RTEP)の策定
会員数	<ul style="list-style-type: none"> 1,536事業者 ⇒全ての電気事業者に加入義務 	正会員: 42TSO(35カ国) (注:他に関係会員、オブザーバー会員がある)	約1,900主体	正会員: 約1,000主体(注: 他に準会員、職権上会員、特別会員がある)
予算	<ul style="list-style-type: none"> 2018年度: 77億円 2019年度: 81億円 2020年度: 123億円 ⇒会員事業者が負担 	<ul style="list-style-type: none"> 2017年: 2,020万€ 2018年: 2,960万€ 2019年: 3,010万€ ⇒正会員(TSO)が主に負担 	<ul style="list-style-type: none"> (経費・固定資産予算) 2019年度: 7,980万ドル 2020年度: 8,270万ドル 2021年度: 8,290万ドル ⇒主にLSEが負担 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年: 3億3,500万ドル 2019年: 3億3,800万ドル 2020年: 3億4,500万ドル ⇒正会員が主に負担
主な組織構造	総会、理事会、評議員会、委員会、監事、事務局	総会、理事会、委員会、法務・規制グループ、地域グループ、独立諮問機関、事務局	評議員会、会員代表者委員会(MRC)、会員会合 ⇒他、常設委員会や下位委員会、ワーキンググループやタスクフォース等	理事会、会員委員会 ⇒他、常設委員会、委員会、小委員会、ユーザーグループ、タスクフォース等